

## 議案第2号

### 鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援することにより、労	一般会計歳入予算に定める額	一般会計歳入予算として当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	県内の離職者等(離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下この項において同じ。)を、次の雇用に至るまでの期間、就業機会の提	一般会計歳入予算に定める額	一般会計歳入予算として当該基金に積立て	(1) 離職者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。

働者の生活の安定を図ること。

供、住宅の確保等により支援し、これらの方々の生活の安定を図ること。

略

26 鳥

取県自死対策緊急強化基金

一般会計 一般歳入 予定額

一般会計 一般歳出 予算上して当該基金に積立て

自死を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自死に対する施策及び体制の充実強化を図り、自死の防止

一般会計 一般歳入 予定額

一般会計 一般歳出 予算上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

及び自殺者の親族等に対する支援の充実に資すること。				
略				
35 鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	一般会計歳出入に算入する額	一般会計歳出入に算入して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

及び自死者の親族等に対する支援の充実に資すること。				
略				
35 鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生の抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	一般会計歳出入に算入する額	一般会計歳出入に算入して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
36 鳥取県農業経営の規模		一般会計歳入	一般会計歳出入	当該基金の設置目的を達成するために

農業構造改革支援基金	拡大、農用地の集約化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	歳出に算入される額	予算として当該基金に積立て	必要な経費の財源に充てるとき。
------------	--	-----------	---------------	-----------------

--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。